

平成 2 5 年度
第 2 回鳥栖市国民健康保険運営協議会資料

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

市民福祉部 国保年金課

目 次

(1) 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計の決算 見込みについて	1
(2) 平成26年度鳥栖市国民健康保険事業について	2
(3) 平成26年度国民健康保険制度の改正について	5

(1) 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計の決算見込みについて

【歳入】

(単位：千円)

款	平成24年度 最終予算額	平成25年度 決算見込み額	増減	前年度 伸び率
1 国民健康保険税	2,929,368	2,957,817	28,449	0.97%
2 使用料及び手数料	1,001	1,001	0	0.00%
3 国庫支出金	1,659,651	1,808,579	148,928	8.97%
4 県支出金	370,873	403,379	32,506	8.76%
5 療養給付費交付金	385,257	323,897	△ 61,360	△ 15.93%
6 前期高齢者交付金	1,919,020	1,789,515	△ 129,505	△ 6.75%
7 共同事業交付金	899,337	902,308	2,971	0.33%
8 財産収入	1	1	0	0.00%
9 繰入金	457,497	436,237	△ 21,260	△ 4.65%
10 繰越金	0	0	0	
11 諸収入	11,102	11,013	△ 89	△ 0.80%
合計	8,633,107	8,633,747	640	0.01%

【歳出】

(単位：千円)

款	平成24年度 最終予算額	平成25年度 決算見込み額	増減	前年度 伸び率
1 総務費	70,522	67,882	△ 2,640	△ 3.74%
2 保険給付費	5,310,370	5,324,700	14,330	0.27%
3 後期高齢者支援金	733,555	796,654	63,099	8.60%
4 前期高齢者納付金	778	836	58	7.46%
5 老人保健拠出金	35	31	△ 4	△ 11.43%
6 介護納付金	304,373	333,710	29,337	9.64%
7 共同事業拠出金	966,778	976,366	9,588	0.99%
8 保健事業費	46,517	48,792	2,275	4.89%
9 基金積立金	1	1	0	0.00%
10 公債費	5,000	5,000	0	0.00%
11 諸支出金	103,279	112,367	9,088	8.80%
12 前年度繰上充用金	1,041,899	917,408	△ 124,491	△ 11.95%
13 予備費	50,000	50,000	0	0.00%
合計	8,633,107	8,633,747	640	0.01%

(2) 平成26年度鳥栖市国民健康保険事業について

○ 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計（案）

【歳入】

（単位：千円）

款	平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増 減	前年度 伸び率
1 国民健康保険税	2,006,885	2,031,508	24,623	1.23%
2 使用料及び手数料	1,001	1,201	200	19.98%
3 国庫支出金	1,817,407	1,816,403	△ 1,004	△ 0.06%
4 県支出金	411,722	420,760	9,038	2.20%
5 療養給付費交付金	348,124	292,213	△ 55,911	△ 16.06%
6 前期高齢者交付金	1,791,336	1,836,123	44,787	2.50%
7 共同事業交付金	964,072	987,716	23,644	2.45%
8 財産収入	1	1	0	0.00%
9 繰入金	369,724	398,502	28,778	7.78%
10 繰越金	1	1	0	
11 諸収入	11,013	11,013	0	0.00%
合 計	7,721,286	7,795,441	74,155	0.96%

【歳出】

（単位：千円）

款	平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増 減	前年度 伸び率
1 総務費	73,971	70,983	△ 2,988	△ 4.04%
2 保険給付費	5,340,787	5,354,346	13,559	0.25%
3 後期高齢者支援金	799,706	836,024	36,318	4.54%
4 前期高齢者納付金	527	1,397	870	165.09%
5 老人保健拠出金	36	32	△ 4	△ 11.11%
6 介護納付金	335,104	334,113	△ 991	△ 0.30%
7 共同事業拠出金	1,052,603	1,083,099	30,496	2.90%
8 保健事業費	55,550	52,445	△ 3,105	△ 5.59%
9 基金積立金	1	1	0	0.00%
10 公債費	5,000	5,000	0	0.00%
11 諸支出金	8,001	8,001	0	0.00%
12 予備費	50,000	50,000	0	0.00%
合 計	7,721,286	7,795,441	74,155	0.96%

○ 平成26年度医療費適正化事業について

① 特定健康診査・保健指導事業の実施

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的として、国民健康保険加入者で40歳以上75歳未満の被保険者を対象としたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査・保健指導を実施する。

※ 平成26年度目標値 特定健診受診率(45%)、特定保健指導実施率(48%)

② ハイリスク者への訪問指導

特定健診の結果、保健指導の対象でない方で、血圧値、血糖値、腎機能に関する検査値が非常に悪かった方(ハイリスク者)についても家庭訪問を行い、重症化予防のための保健指導を実施する。

③ 人間ドック・脳ドック助成事業の実施

40歳以上の被保険者を対象に、国保被保険者の健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期発見のため、人間ドック・脳ドックに係る費用の半額を助成。

④ 医療費通知の発送

国保被保険者にコスト意識を持ってもらうことで、医療費の増加に対する心理的な抑制効果を期待し、医療費通知を発送する。

※ 2ヵ月に1回の年6回発送予定

⑤ ジェネリック医薬品の普及啓発

・ジェネリック医薬品チラシを作成

被保険者証交付時(H27年3月)に全被保険者へ配布予定

・ジェネリック医薬品差額通知の発送

平成26年4月、7月、10月、平成27年1月の4回発送予定。

ジェネリック医薬品差額通知は、現在服用している新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか試算した通知書。

平成26年度から出力要件を変更

・6薬効を12薬効へ変更

現行の「強心剤」、「血圧降下剤」、「血管拡張剤」、「高脂血しょう用剤」、「副腎ホルモン剤」、「糖尿病用剤」に、「眼科病用剤」、「不整脈用剤」、「耳鼻科用剤」、「消化性潰瘍用剤」、「鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤」、「利尿剤」を加える。

・差額を500円以上から200円以上へ変更

・通知発送予定者数(約60件から約700件へ増加する見込み)

⑥ 重複・頻回受診者への訪問指導

同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診者や、同一傷病について同一月内に4ヵ所以上、診療日数15日以上受診している頻回受診者、及び多数回受診した者のうち訪問指導が必要と思われる者、また、上記対象者以外でも前年より継続指導が必要な者に対し、保健師、看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し療養方法等の必要な保健指導を行うことにより、これらの者の健康保持と疾病の早期回復を目指すとともに、医療給付の適正化を図る。

⑦ レセプト点検の実施

同一受診者、同一医療機関における診療内容の照合等の内容点検や、長期間に渡り繰り返し行われる診療行為のチェック等の縦覧点検、そのほか、資格過誤の再審査等請求処理、第三者行為疑いレセプトの抽出等のレセプト点検調査を毎月実施する。

○ 平成26年度収納対策事業について

① 滞納者への電話催告

国保税滞納整理補助員2名を配置、国保税の初期滞納者に対する電話による納付催告を実施。

② 臨戸徴収の強化

徴収強化月間を設け、国保税を中心とした徴収強化を図り、臨戸徴収、電話催告を実施。

③ 滞納処分

滞納者で不動産等の資産を有する者については差押えにより税債権の時効中断を図るなどの対処を実施。

④ 保険給付費への充当

高額療養費、出産育児一時金等の給付に際し、保険税滞納者に対しては、国保制度を説明し、本人承諾のもと給付額の全部あるいは一部を滞納額に充当。

⑤ 資格証及び短期保険証の発行

保険税の滞納が一定期間を経過した者について資格証明書あるいは有効期限が6カ月の短期保険証の交付を行い、納税の勧奨を実施。

(3) 平成26年度国民健康保険制度の改正について

① 国民健康保険税の賦課限度額の改正（平成26年4月1日施行）

（地方税法施行令等の一部改正）

	現行	改正後	差額
医療給付費分	51万円	51万円	—
後期高齢者支援分	14万円	16万円	2万円
介護納付金分	12万円	14万円	2万円
合計	77万円	81万円	4万円

② 国民健康保険税の軽減措置の改正（平成26年4月1日施行）

（地方税法施行令等の一部改正）

- ・ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

現行	33万円+24万5千円×世帯主を除いた国保加入者数
改正後	33万円+24万5千円×国保加入者数

- ・ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

現行	33万円+35万円×国保加入者数
改正後	33万円+45万円×国保加入者数

- ・ 7割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

現行	33万円
改正後	改正はありません

※ 世帯の所得が軽減判定所得以下である場合、均等割と平等割が軽減されます。

③ 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担金の割合（平成26年4月1日施行）

（70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱）

- i) 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等

70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下同じ。）に係る一部負担金等の割合を医療保険各法本則の規定通り2割となります。

※ 誕生日が昭和19年4月2日以降の方

- ii) 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等

引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割となります。

※ 誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方

④ 高額療養費制度の改正（平成27年1月1日施行）

（国民健康保険法施行令の一部改正）

高額療養費制度について、70歳未満の所得区分を現行の3区分から5区分に細分化し、世帯の旧ただし書所得の合計額に応じて、自己負担限度額が見直されます。（別添1）

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し(新旧比較表)

＜平成26年12月以前＞		＜平成27年1月以降＞	
区分	所得要件	所得要件	限度額
所得上位	旧ただし書所得 600万円超	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% <多数回該当: 140,100 >
一般	旧ただし書所得 600万円以下	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% <多数回該当: 93,000 >
低所得	住民税非課税	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% <多数回該当: 44,400 >
		旧ただし書所得 210万円以下	57,600 <多数回該当: 44,400 >
		住民税非課税	35,400 <多数回該当: 24,600 >

70歳未満		70から74歳	
区分	所得要件	窓口負担割合	限度額
現役並所得	課税所得 145万円以上	3割	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% <多数回該当: 44,400 >
一般	課税所得 145万円未満(※2)	2割 (※3)	44,400
低所得II	住民税非課税		24,600
低所得I	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000

(注)75歳以上の所得区分、限度額に変更はない。

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※3 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。